

第1回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 事業者選定委員会の進め方について (2) 事業の概要について (3) 実施方針(案)について (4) 今後のスケジュールについて
日時	令和3年11月26日(金) 14時10分開会 16時00分閉会
場所	茅ヶ崎市環境事業センター5階会議室
出席者氏名	委員5名 大森望委員、田邊清秀委員、戸倉裕治委員、橋詰博樹委員、 濱田雅巳委員 事務局職員12名 茅ヶ崎市(環境部)重田部長、(資源循環課)熊澤課長、林主幹、 中村課長補佐、古瀬主査、小田主査、(環境事業センター) 河内所長補佐、今福主任 寒川町(環境経済部環境課)中野主査 エイト日本技術開発 肥田野、宮内、穴吹
欠席者氏名	なし
資料	第1回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 次第 【資料1】 茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 の進め方について 【資料2】 茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 規則 【資料3】 茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 委員名簿 【資料4】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運 営事業 事業概要 【資料5】 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運 営事業 実施方針(案) 【資料6】 茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会 スケジュール(案)
会議の公開・ 非公開	非公開
傍聴者数	—

【1 開会】

(事務局)

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第1回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を開催いたします。

【2 自己紹介】

(事務局)

続きまして、「委員及び職員の紹介」をさせていただきます。

それでは、まず、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

続きまして、恐れ入りますが、大森委員より順番にごあいさついただけますでしょうか。

(委員自己紹介)

【3 委員長の選出について】

(事務局)

続きまして、委員長の選出を行いたいと思います。本委員会規則の定めにより、委員長は委員の互選により定めるとされています。もし、自薦、他薦等ないようでしたら事務局案を提案させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(委員一同)

異議ありません。

(事務局)

事務局といたしましては、委員長に多摩大学グローバルスタディーズ学部特任教授の橋詰博樹委員を推薦したいと考えておりますが、ご異議ありませんか。

(委員一同)

異議ありません。

(事務局)

これより、茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会規則に基づき、会議の進行は、橋詰委員長にお願いしたいと思います。橋詰委員長、議事進行をお願いします。

【4 議題】

(橋詰委員長)

まず、本日の議事録確認者を指名させていただきます。審議会等の長と、審議会等の長

が指名した委員が確認することとしますので、名簿順で本日は大森委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(大森委員)

異議ありません。

(橋詰委員長)

ありがとうございます。続きまして、委員長が欠けたときの職務代理人を指名させていただきます。あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理するというごさいますので、濱田委員を推薦したいと考えておりますが、ご異議ありませんか。

(委員一同)

異議ありません。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。本日の議事録確認者及び職務代理人について決定いたしました。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まず、本日ですが、委員5名中5名のご出席をいただいております。本委員会規則第5条の規定を満たしておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

本日の議題といたしましては、次第のとおり、「会議の進め方について」、「事業の概要について」、「実施方針（案）について」、「今後のスケジュールについて」の4つとなります。

(橋詰委員長)

それでは次第に沿って、はじめに議題（1）「会議の進め方について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「資料1と2」をご覧ください。

委員会の概要といたしましては、「資料2」に委員会の規則を配布させていただきました。委員会は粗大ごみ処理施設の整備及び運営を行う事業者の選定に関する事項につき市長に答申するものとなっております。任期につきましては令和4年12月31日までとなります。

会議の開催日時につきましては資料1（2）に記載の全6回を予定しております。詳しくは議題4の「今後のスケジュールについて」で、ご説明させていただきます。

（3）には会議等の公開及び公表についてまとめさせていただきました。

委員皆さまのお名前につきましては、事業者からの故意の接触や問い合わせを避けるため、落札者決定までは非公開とさせていただきたいと思っております。

次に委員会の会議の内容ですが、事業者のノウハウや事業者自体の競争上の地位や権利の情報が含まれる会議となるため、こちらにつきましても、落札者決定まで非公開とさせていただきます。

従いまして、会議録・資料につきましても、落札者決定まで非公開となりますが、会議の概要につきましては、委員名を非公開とした形で、会議終了後毎回公表することとなりますので、その点のみご承知おきください。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。議題（１）についてご質問等があればお願いいたします。

(濱田委員)

会議録の確認はどのように行うのでしょうか。

(事務局)

議事録は毎回作成し、委員長と委員長が指名した委員に確認していただき、公表については落札者決定後に行います。

(濱田委員)

落札者決定後となると、時間が経過しており、会議での発言内容を確認することが難しくなるので、早い段階で確認できるとよいと考えています。

(橋詰委員長)

議事録は皆さんに確認いただいた方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

ご指摘いただいた形で実施いたします。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題（２）「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業概要」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

現在の粗大ごみ処理施設は、稼働開始後４０年以上が経過しており、老朽化が進行してきています。

また、施設建設時と比較して、家電リサイクル法指定品目が処理対象外となったことや発火の原因となる充電式電池が内蔵された不燃物やスプレー缶などの爆発性危険物の混入増加等による時代のニーズに十分な対応ができない状況にあります。

こういった背景のもと、平成３０年３月に策定した「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、現在の粗大ごみ処理施設を建て替えることとし、本事業を進めることとしています。

事業方式は、令和２年にＰＦＩ方式等の民間活用について検討を行い、本市にとって最

も有利であった「DBO方式」としました。「DBO方式」とは、公共の資金調達により、施設の設計・建設、運営を民間事業者に包括的に委託する方式となります。

事業期間は、設計・建設期間を2年3か月、運営・維持管理期間を20年としています。

建設予定地は、現在の環境事業センター内の旧ごみ焼却処理施設の解体跡地としています。施設規模は将来のごみ予測量に基づき、一日あたり27tの処理能力としています。

廃棄物処理施設については、茅ヶ崎市と寒川町は広域処理をしています。茅ヶ崎市環境事業センター（ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設）でごみの処理、寒川広域リサイクルセンターで資源物の処理を行っております。

事業スケジュールは令和3、4年度にかけて事業者の選定と建設予定地の旧ごみ焼却処理施設の解体工事、令和4から6年度にかけて粗大ごみ処理施設の設計・建設、令和7から26年度までの運営・維持管理としています。以上が事業の概要についての説明となります。

（橋詰委員長）

ありがとうございました。議題（2）についてご質問等があればお願いいたします。

（大森委員）

運営の委託期間が終了した後はどうなるのでしょうか。

（事務局）

施設の運転は稼働後20年以降も実施しますので、運営事業者と契約を延長することも考えられます。委託期間を20年としている理由としては、長期間の契約としてみると基幹的設備改良工事のような補修工事までを委託期間に含むことになり、事業費が膨大になってしまうため、それを避ける意図があります。

（濱田委員）

一部事務組合のような形ではなく、寒川町のごみ処理を茅ヶ崎市に委託しているということによいのでしょうか。また、基本的には市町で同じごみ処理種別と考えてよいのでしょうか。

（事務局）

茅ヶ崎市、寒川町が互いに事務委託という形でごみ処理を行っています。ごみ処理形態は全く同じではありませんが、ほとんど同じ種別です。図の中では表現しきれませんが、寒川町の可燃性粗大ごみと同様に茅ヶ崎市でも布団や絨毯等の大型ごみの一部は破碎せずに焼却処理しています。

（濱田委員）

建設予定地は旧ごみ焼却施設の跡地ということですが、埋設廃棄物や、土壌汚染のおそれはないのでしょうか。

（事務局）

旧ごみ焼却処理施設解体工事の状況としては、上屋の撤去は完了しており、基礎部の解

体を昨年度と今年度で実施しています。土地の地歴調査を実施した中では埋設廃棄物はないということで工事を進めていたのですが、今年の3月に埋設廃棄物が見つかったため、今後埋設廃棄物と汚染土壌の撤去を実施します。そのため、当初のスケジュールでは解体工事は令和3年度末までと考えていましたが、1年延長して令和4年度末までとなっております。令和4年12月に本事業の契約を行う予定ですが、契約当初は設計期間であり現場着工は令和5年度を予定しているため、建設工事には影響はありません。

(橋詰委員長)

旧ごみ焼却施設以前の土地利用状況はどうだったのでしょうか。

(事務局)

旧焼却施設は2号炉のような形で昭和56年に建設されました。それ以前に1号炉で処理しきれなかったごみや焼却残渣が埋められていたと思われます。

(濱田委員)

破砕選別後に可燃残渣と不燃残渣に分ける施設もありますが、今回は分けずに焼却処理するということによいですか。選別の精度がそれほど良いわけではないため、不燃残渣にも可燃物がある程度混入するという実態があります。

(事務局)

ご理解のとおりです。

(橋詰委員長)

現在の搬入量を見ると日処理量が30トン程度ですが、現在の施設は日処理量が50トンの能力です。処理状況は余裕があるという理解によいでしょうか。

(事務局)

現在は余裕のある状況です。

(橋詰委員長)

ありがとうございます。それでは他になければ次に移ります。

議題(3)実施方針(案)について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本事業は、事業概要でご説明した通り、「DBO方式」にて実施します。

「DBO方式は」PFIに類似した事業方式の一つで、PFI法に基づく必要はありませんが、公平性・透明性を確保する観点からPFI法に準じて実施することが一般的となっております。実施方針の策定及び公表は、PFI法に規定されているプロセスの一つで、事業内容、民間事業者の選定方法、事業実施時の措置等の基本的な事項について明らかにすることを目的としており、民間事業者の募集開始に先立って公表することで、参入を検討する民間事業者に対する準備期間を提供するとともに、市民一般に対しても周知するものです。第1章から8章の項目はPFI法で規定されている、実施方針に記載すべき項目となります。

民間事業者の選定方法は、「総合評価一般競争入札」とし、事業者の参加要件として、

建設工事を行う者は、プラント設備建設業者及び建築物建設業者による特定建設工事共同企業体とし、特に建築物建設業者は、市内業者の受注機会確保の観点から、2者以上の市内業者による構成とすることを要件とします。運営・維持管理業務を行う者は、本事業の業務を目的とする特別目的会社を設立し、市内に本店を置くことを要件とします。

民間事業者が提出する提案書等の審査及び落札者の選定にあたっては、廃棄物等の学識経験者で構成する本選定委員会において、技術提案点と入札価格点の合計点が最も高いものを選定する方法により行います。

債務負担行為の設定及び建設工事請負契約の締結にあたっては、市議会の議決を経るものとします。以上が実施方針（案）の説明となります。

（橋詰委員長）

ありがとうございました。議題（3）についてご質問等があればお願いいたします。

（田邊委員）

契約の相手は建設共同企業体であり、市内に本店を有する企業を2者以上含むこと、同じ企業は複数のグループには参加できないことが要件となっています。また、プラント設備の設計・建設を行う者の要件として、清掃施設工事に係る総合評定点が960点、建築物の建設を行う者の要件として建築一式工事に係る総合評定点が960点以上となっています。このような要件を設けることで参加できる業者数が限られてしまうという課題があり、市内経済を活性化させたいという意志と自由競争で広く業者を募るという相反する部分が難しいですが、事務局側で参入可能な業者数の検討は行っているのでしょうか。

（事務局）

プラント設備の設計・建設を行う者の要件である960点については10社以上の業者数があることから妥当な設定と考えています。また、建築物の建設を行う者の要件である960点以上については市内企業もしくはプラント設備の設計・建設を行う者が要件を満たすことになっており、10社以上の業者数があることから妥当な設定と考えています。

（田邊委員）

市内業者で960点以上を満たす企業は何社か確認していますか。

（事務局）

現時点では2社となります。

（田邊委員）

プラント設備の設計・建設を行う者が建築一式工事に係る総合評定点が960点以上であれば、建築物の建設を行う者の要件を満たすということですね。

（事務局）

ご理解のとおりです。

（濱田委員）

建設共同企業体の代表者はプラントメーカーで市内業者を2者以上含む建設共同企業体を構成することが要件となっていますが、建築物の建設を行う者の要件で市内企業もしく

はプラント設備の設計・建設を行う者が要件を満たすという条件は同じ事をいっているのでしょうか。

(事務局)

表現がわかりづらいですが、7頁では契約の相手側は建設共同企業体ということをや要件としています。8頁では建築物の建設を行う者は市内企業のみ又は市内企業と本施設のプラント設備の設計・建設を行う者としています。また、建築一式工事に係る総合評定点が960点以上はプラント設備の設計・建設を行う者が満たすことでもよいため、必ずしも市内業者が960点以上であることは求めています。

(濱田委員)

市の求める要件は理解しましたが、表現がわかりにくいため、相手に伝わりやすい表現とした方がよいと考えます。解釈の誤解が生じると入札の参加資格を満たさない申し込みが来てしまう可能性があります。

(橋詰委員長)

誤解がないように、発注者の意図が明確に反映されているかどうか確認してはどうでしょうか。

(事務局)

確認します。

(濱田委員)

現在の運転はどのような形で実施していますか。

(事務局)

現在は単年度での運転委託、補修工事は単年度で発注しています。

(田邊委員)

緑地率の要件があり、別紙4の施設配置図標準案では屋上緑化という記載がありますが、屋上緑地が必須ではなく考え方を示しているということによいのですか。

(事務局)

ご理解のとおりです。まちづくり条例では敷地全体で15%の緑化率が条件となっています。敷地内には建物が建っており、緑地とできる地盤面が限られていることから、屋上緑地を標準案としたもので、必須ではありません。

(濱田委員)

既設計量棟での計量業務が含まれていますが、既存施設の運転とどのように係るのでしょうか。

(事務局)

主にパッカー車を計量する既設計量棟ではごみ焼却処理施設と粗大ごみ処理施設への運搬車を計量しています。もう1か所は直接搬入車を計量するための計量棟で、こちらは今回更新を行います。計量は直営で行っていますが、今後はDBO事業として事業者へ委託する計画です。

(濱田委員)

それぞれの計量棟でデータ管理はどのように行っているのですか。

(事務局)

計量データはそれぞれ管理しています。

(濱田委員)

粗大ごみ処理施設の破碎残渣を焼却処分するため、ごみ焼却処理施設と粗大ごみ処理施設のデータを統合した方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

データを統合することは考えていません。

(濱田委員)

選別後の鉄とアルミの資源化業者への運搬が業務範囲となっていますが、運搬先が変わることはあるのでしょうか。

(事務局)

入札によって売却先が変わる可能性はありますが、現状は施設近郊にある業者へ搬入しています。売却先が変わることによって委託金額が大きく異なれば契約変更の対象になると考えています。

(濱田委員)

土壌汚染の件は早い段階で業者にわかるようにした方がよいと考えます。また、リスク分担表にごみ質の変動についての記載がありますが、粗大ごみ処理施設では計画ごみ質という表現はなじまないのではないですか。注6は同じ表現がほかにあるため、誤記と思われます。また、用語集で入札参加者に単独企業とありますが、単独企業にはならないのではないのでしょうか。

(事務局)

ご指摘を踏まえて修正します。

(戸倉委員)

特別目的会社（SPC）第3者に渡ることが無いように、実質的な株主の変動について市において把握したり、株式の譲渡等に制限は設けているのでしょうか。

(事務局)

譲渡制限等は設けます。詳細は契約書の中で示す予定です。

(戸倉委員)

20年間の超長期契約になるため、財務状況も変動しますので、財務分析で判断・予測することには限界があります。どのように対応するのでしょうか。

(事務局)

物価変動に対しては、変動に応じて委託費を見直す仕組みを導入する予定です。財務状況についてはプラントメーカーを中心とした出資者で構成されるため、体力のある企業で構成されるものと考えています。

(橋詰委員長)

いくつか検討事項がありましたが、今後の対応について整理したいと思います。

(事務局)

事業者の要件について、内容をご理解いただきましたが、表現がわかりづらいというご意見をいただいたため、再検討します。その他の部分も用語集やリスク分担表等ご指摘をいただいた点は見直しを行います。

(橋詰委員長)

ありがとうございました。それでは他になければ次に移ります。

議題(4) 今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第3回までは事務局から提案します事業者募集資料(案)についてご審議をいただく予定です。4月の入札公告までに実施する必要があるため第2回は1月下旬、第3回は2月下旬を予定しています。第4回～第6回は、事務局で入札参加者より入札書及び技術提案書を受付けて以降の開催を予定しているため、いずれも8月を予定しています。

なお、事務局としては、第2回と第3回の開催日について、候補日を決定できればと考えていますが、いかがでしょうか。

(日程調整)

(橋詰委員長)

実施方針については修正案を作成いただいて、各委員へお送りいただくことでよいでしょうか。どこがどう変わったのかわかりやすい表記としてください。

(事務局)

承知しました。

【5 その他】

(橋詰委員長)

本日の議事については、以上となりますが、その他について、委員の皆様何かありますかでしょうか。

(濱田委員)

対面的対話は委員の出席は予定しているのでしょうか。事業者側が発注者の意図を正しく理解して提案されているか確認した方がいい場合もあるため、委員が出席する事例と出席しない事例両方があります。

(事務局)

委員会委員は落札者決定まで非公開としているため、委員会としての実施は予定していません。

(濱田委員)

既存施設の運転と並行しているため、建設工事の条件をよく理解してもらった上で、提案を考えてもらう必要があると考えます。

(事務局)

承知しました。

(事務局)

現粗大ごみ処理施設と建設予定地が本施設の見学者通路からご覧にいただくことができますので、ご希望の方はご案内いたします。

以上を持ちまして、第1回茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を閉会いたします。

委員長 橋詰 博樹

委員 大森 望